

認定教室及び優良認定教室の登録及び運営に関する規定

平成 30 年 3 月 2 日資格審議委員会規定

(目的)

第 1 条 この規定は、公益財団法人全日本ボールルームダンス連盟（以下「本連盟」という。）のプロダンス教師登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録されたプロ資格保持者の登録会員又は正会員もとて、ダンスの教授を営業として行うダンス教授所（以下「ダンス教室」という。）の登録、指導等に必要な事項を定めることを目的とする。

(認定教室の種類等)

第 2 条 認定教室は、「JBDF 認定ダンス教室」と「JBDF 優良認定ダンス教室」の 2 種とし、5 年毎に書き換えることとする。

(登録の申請)

第 3 条 ダンス教室の認定登録を受けようとするダンス教室の営業者は、別記様式第 1 号により申請することができる。

- 2 前項の申請は、当該営業場所の所在地を管轄する都道府県連盟の組織を通じて本連盟に提出するものとする。
- 3 本連盟の両部門 3 級以上の登録会員又は正会員は「JBDF 優良認定ダンス教室」、プロダンス 5 級以上の登録会員は「JBDF 認定ダンス教室」に登録の申請ができる。

(登録の受理)

第 4 条 本連盟は前条の申請がなされた場合において、第 9 条及び第 10 条の要件を充たしているときは、これを受理する。

(登録名簿等)

第 5 条 本連盟は、前条により登録を受理したときは、申請者に対し、ダンス教室認定登録証（以下「ダンス教室登録証」という。）を交付するとともに、ダンス教室登録簿（以下「教室登録簿」という。）に次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) ダンス教室の名称、営業場所
 - (2) 営業者の氏名
 - (3) 認定登録証の有効期間
 - (4) プロ資格登録名簿に登録されているプロ資格保持者の氏名並びに会員番号
- 2 教室登録簿は、本連盟の主たる事務所に備え付け、照会等に応じるものとする。

(変更の届出)

- 第6条 前条の各号のいずれかに変更があったときは、営業者は別記第3号により本連盟に対し、すみやかに変更の届出をしなければならない。
- 2 本連盟は、前項の変更の届出を受けたときは、当該変更に係る事項について教室登録簿に記載する。
 - 3 営業者が営業を廃止した場合についても、前2項と同様とし、すみやかにダンス教室登録証を返還する。

(登録の消除)

- 第7条 登録を受けた教室については、次の各号に掲げる事項が判明したときは、教室登録簿から消除する。
- (1) 偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。
 - (2) 第9条に定める要件が欠けたとき。
 - (3) 第10条に定める要件の1以上が欠け、適正なダンス教室の運営が期待できないと資格審議委員会が認めたとき。

(登録の不受理)

- 第8条 登録の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、これを受理しない。
- (1) 営業者がダンス教室の登録の消除を受けて2年を経過しないとき。
 - (2) 登録を受けようとする教室が、健全なダンスを教授するにふさわしくないと認められるとき。
 - (3) 営業者、プロ資格保持者及びその他の従業員に、健全なダンスを教授するにふさわしくないと認められる者がいるとき。
 - (4) 前各号に掲げるほか、健全なダンスの教授に著しく支障があると認められるとき。
 - (5) 本連盟の信用を著しく損なうおそれがあると認められるとき。
 - (6) 本連盟を退会した者。

(会員の存置)

- 第9条 登録を受けようとする教室は、各営業場所ごとに、プロ5級登録会員以上の専任のダンス教師を1名以上置かなければならない。

(営業場所の条件)

- 第10条 登録を受ける教室の営業場所は、次の各号の条件を充たさなければならない。
- (1) 営業場所が近隣の迷惑とならない場所に所在すること。
 - (2) 床面積は、おおむね50㎡以上であること。
 - (3) 照度は、30ルクス以上であること。
 - (4) 騒音は、50デシベル以下であること。
 - (5) 営業時間はおおむね午前9時から午後10時までであること
(ただし、教師の研修、競技者の指導についてはこの限りでない。)

- (6) 18才未満の者の教授は、学校退校後からおおむね午後8時までとする（ただし、保護者の同行があるときはこの限りでない）。
- (7) 18才未満の者による教授が制限されていること。
- (8) 勤務環境が不良でないこと。
- (9) 暴力団関係者、酒酔者その他風紀を乱す者の入場が禁止されていること。
- (10) プロの教師もしくはその補助者の指導のない客同士のダンスが禁止されていること。
- (11) 教室内で飲食の提供をしないこと。
- (12) 教室内に料金表示並びにハラスメントに関する注意事項が張り出されていること。

2 優良認定教室の認定要件

- (1) 本連盟のプロフェッショナルスタンダード・ラテン両部門の3級以上資格を有する会員が専任のダンス教師でいること。
- (2) フロア面積が66㎡以上あること。
- (3) 室内が十分な照度であること。（60ルクス以上）
- (4) 騒音に関する管理が十分にされていること。
- (5) 前項の要件も当然に満たしていること。

(調査・報告等)

- 第11条 都道府県連盟は、第2条第1項の申請を受け付けたときは、30日以内に、第9条及び第10条の要件が具備されているか否かについて調査し、別記様式第4号にその結果を記載し、申請書とともに、本連盟に回付しなければならない。
- 2 都道府県連盟は、登録を受けたダンス教室について、第9条又は第10条の要件を欠くに至った事実を認知したときは、直ちに本連盟に報告しなければならない。

(営業者の責務)

- 第12条 ダンス教室の営業者は、健全で、かつ、適正なダンス教室の運営に努めるとともに、都道府県連盟の調査に協力し、適正な指示に従うものとする。
- 2 営業者が営業を廃止したときは、ダンス教室登録証を本連盟に返納しなければならない。

(申請手数料)

- 第13条 第3条第1項の申請手数料は、10,000円とし、申請書を提出する際に、本連盟の指定する口座に振り込んで納入するものとする。
- 2 5年毎の更新手数料は5,000円とする。

(経過規定)

- 第14条 この規定が施行される際に、すでに公益財団法人日本ボールルームダンス連盟の認定教室の認定を受け、登録しているダンス教室については、この規定によるダンス教室の登録要件を充たしているものとして、旧認定教室登録証を返還することにより教室登録簿に登載する申請が申請手数料なしでできる。ただし第9条の要件を欠くダンス教室にあつては、この限りでない。
- 2 優良認定教室を希望する場合には、新たに申請をする必要がある。

(認定登録証等の掲示)

- 第15条 この規定に基づきダンス教室の登録を受けた者は、ダンス教室の認定登録証を、営業場所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(経過措置)

- 第16条 この規定を施行する際に、認定会員資格で専任のインストラクター登録を受けている認定教室は、1年以内に認定会員から登録会員資格への変更が必要となる。変更が行われない場合には、J B D F 認定教室の教室登録簿から消除される。

附 則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

2. H30年9月10日業務執行理事会決定により、平成31年度より第13条の申請手数料については、当分の間は無料とする。